

議会議案第5号

気候非常事態宣言に関する決議について

気候非常事態宣言に関し、次のとおり決議する。

令和元年（2019年）10月2日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	くりはらえりこ
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	西 岡 幸 子
同	同	上	高 野 洋 一

気候非常事態宣言に関する決議

人類の活動を主な要因とする気候変動によって地球環境は劣化し、もはや持続可能とは言えず、我々の生活も脅かされている状態である。近年の異常気象による災害、熱中症・感染症の増加、農作物・生態系の変化などの実態を見れば、そのことを否定することは難しい。

温室効果ガス排出量は増加の一途をたどり、2018年の二酸化炭素（CO₂）排出量は、過去最高の約331億トンに達したことが、国際エネルギー機関（IEA）の報告書で明らかになった。

また、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によれば、今世紀末の世界平均気温の変化は0.3～4.8度の範囲、平均海面水位の上昇は0.26～0.82メートルの範囲となる可能性が高く、地球に長期的な変化を及ぼしかねない危機的状況にあると言える。

このような状況の中、オーストラリア南東部の自治体デアビン市が2016年12月に初めて宣言してから、世界の地方自治体が「気候非常事態」を宣言し、包括的な行動計画を立案、実施する動きが燎原の火のごとく広がっている。

日本の自治体もこの動きに呼応するべきであると考え、本市議会は鎌倉市がSDGs未来都市として、下記のような国際基準を踏まえた「気候非常事態宣言」を行うよう求める。

- 1 「気候危機」が迫っている実態を全力で市民に周知する。
- 2 温室効果ガスのゼロエミッションを達成することを目標とする。
- 3 気候変動の「緩和」と「適応」、「エシカル消費」の推進策を立案、実施する。
- 4 各行政機関・関係諸団体等と連携した取り組みを市民とともに広げる。

以上、決議する。

令和元年（2019年）10月4日

鎌 倉 市 議 会